## 大野市文化芸術交流施設設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新				旧					
別表第2(第8条関係)			<u>别</u>	別表第2(第8条関係)					
		<u>(単位:円)</u>		種別	区分	大人	小人	備考	
<u>区分</u>	<u>大人</u>	<u>小人</u>		展示施設	<del></del> 普通	200円		小人は、中学生以	
<u>個人</u>	300	<u>無料</u>			団体	100円		下とする。	
<u>団体</u>	150				<u> </u>	<u> </u>		団体は、30人以	
身体障害者手帳等所持者	150							上とする。	
年間	1, 000							ただし、特別企画	
<u></u>								展の観覧料は、市長	
1 小人は、中学生以下とする。								がその都度定める	
<u>2 団体は、30人以上とする。</u>									
3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、								<u>額とする。</u>	
精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者									
<u>とする。</u>									
4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合									
は、介助者1人に限り、当該介助者の観覧料の額は150円と									
<u>する。</u>									
5 身体障害者手帳等所持者の年間観覧料の額は500円とす									
6 特別企画展の観覧料は、市長がその都度定める額とする。									
7 その他市長が特に必要と認めるときは、観覧料をその都度定									
<u>める。</u>									